

新潟市地域包括支援センターかめだ 運営規程

(主旨)

第1条 この規程は、医療法人 愛仁会が開設する新潟市地域包括支援センターかめだ(以下、「事業者」という。)が行う指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、法、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の基本理念に基づき、利用者の心身の状況や置かれている環境などを勘案し、その居宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立って介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づき、適切なサービスや地域の多様な支援が、総合的かつ効率的に提供されるよう、指定介護予防サービス等(法第8条の2第1項及び第14項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を提供する事業者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)との連絡調整や、その他の便宜を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業者は、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

- 2 事業者は、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在となるよう、地域福祉を支える様々な関係者と連携を図り、地域が抱える課題の解決のための積極的な取り組みを行うものとする。
- 3 この事業に従事する従業者は、常に情報を共有しチームとなって業務に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 新潟市地域包括支援センターかめだ
- (2) 所在地 新潟市江南区早通6丁目7番34号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の担当職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。
- (2) 担当職員
介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当するとともに、利用の申し込みに係る調整、指定介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うこと。
 - ① 保健師 1名
 - ② 主任介護支援専門員 1名
 - ③ 社会福祉士 4名(内訳:専従3名、機能強化職員1名)

(営業日及び営業時間)

第6条 指定介護予防支援事業の営業日及び営業時間は次に掲げるとおりとする。

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、祝日、年末年始(12月30日午後から1月3日)を除く。

上記以外の時間帯に、緊急を要する事態が起きた場合などは、025-383-1780

(24時間)にて対応する。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連施設との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 センターは、指定介護予防支援を提供する担当職員を専任し、介護予防サービス計画の作成を支援する。

3 センターは、担当職員を専任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行なう。

4 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。

(2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。

(3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。

(4) 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、介護給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て決定し交付すること。

(5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

(6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。

5 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行なう介護をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。

- (1) 介護予防サービス計画を新規に作成する場合
 - (2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 6 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービスの計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (1) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (2) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 7 第5項及び前項に掲げるサービス担当者会議は、センターの会議室、介護予防サービス事業者が設置する事業所内及び利用者の自宅で行なう。
- 8 担当職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するように努める。
- 9 担当職員は、介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- 10 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービスの計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。
- 11 担当職員は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 12 担当職員は、第10項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行なう。
- (1) 少なくともサービスの提供を開始する月（以下「提供開始月」という。）、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接する。
 - (2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
 - (3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 13 担当職員は、モニタリングの結果及び第9項に規定する介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。
- 14 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者とその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なう。
- 15 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 16 担当職員は、利用者が自立（非該当）と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行なう。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用者に対し、法定代理受領サービス（法第58条第4項に規定する介護予防サービス計画費の支給をいう。以下同じ。）である指定介護予防支援を提供した場合は、利用者負担金は徴収しない。

2 利用者に対し、法定代理受領サービスでない指定介護予防支援を提供した場合の利用者負担金は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示129）に規定する費用の額とする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、次に掲げるとおりとする。

亀田・亀田西中学校区

(その他の運営にあたっての重要事項)

第10条 担当職員及びその他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を決して漏洩してはならない。また、事業者は担当職員との雇用関係が終了した場合においても、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講ずることとする。

2 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の指定介護予防サービス事業者によるサービスを位置付けるなどの指示を行ってはならない。また、利用者に対して特定の指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

3 事業者が提供した指定介護予防支援又は事業者が介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対して利用者から苦情があったときは、迅速かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

4 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに、迅速かつ適切な措置を講ずることとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日一部改定。

この規程は、平成19年6月4日一部改定。

この規程は、平成19年8月1日一部改定。

この規程は、平成19年9月1日一部改定。

この規程は、平成20年3月1日一部改定。

この規程は、平成21年1月16日一部改定。

この規程は、平成21年4月1日一部改定。

この規程は、平成25年4月1日一部改定。

この規程は、令和7年4月1日一部改定。